



平成30年4月23日  
国土交通省中部地方整備局  
木曽川下流河川事務所

## ～「船舶」の放置を禁止します～ 河川法施行令改正により新たに「放置禁止指定」 することになりました。

河川法施行令改正（平成26年4月1日施行）により、船舶など河川管理者が指定したものをみだりに捨て又は放置することが禁止行為として追加され、罰則の対象となりました。

木曽川下流河川事務所では、河川に放置された船舶の対策をより強化することや予防を目的に、管理する管内の全ての河川で「船舶」を指定します。

### 【船舶の放置等を禁止する区域】

- 木曽川、長良川、揖斐川、多度川、肱江川の内、木曽川下流河川事務所が管轄する区域

### 【罰則の概要】

- 3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金

### 【罰則適用の施行日】

- 平成30年5月7日施行（同年4月23日官報により公示）

### 【発表記者クラブ】

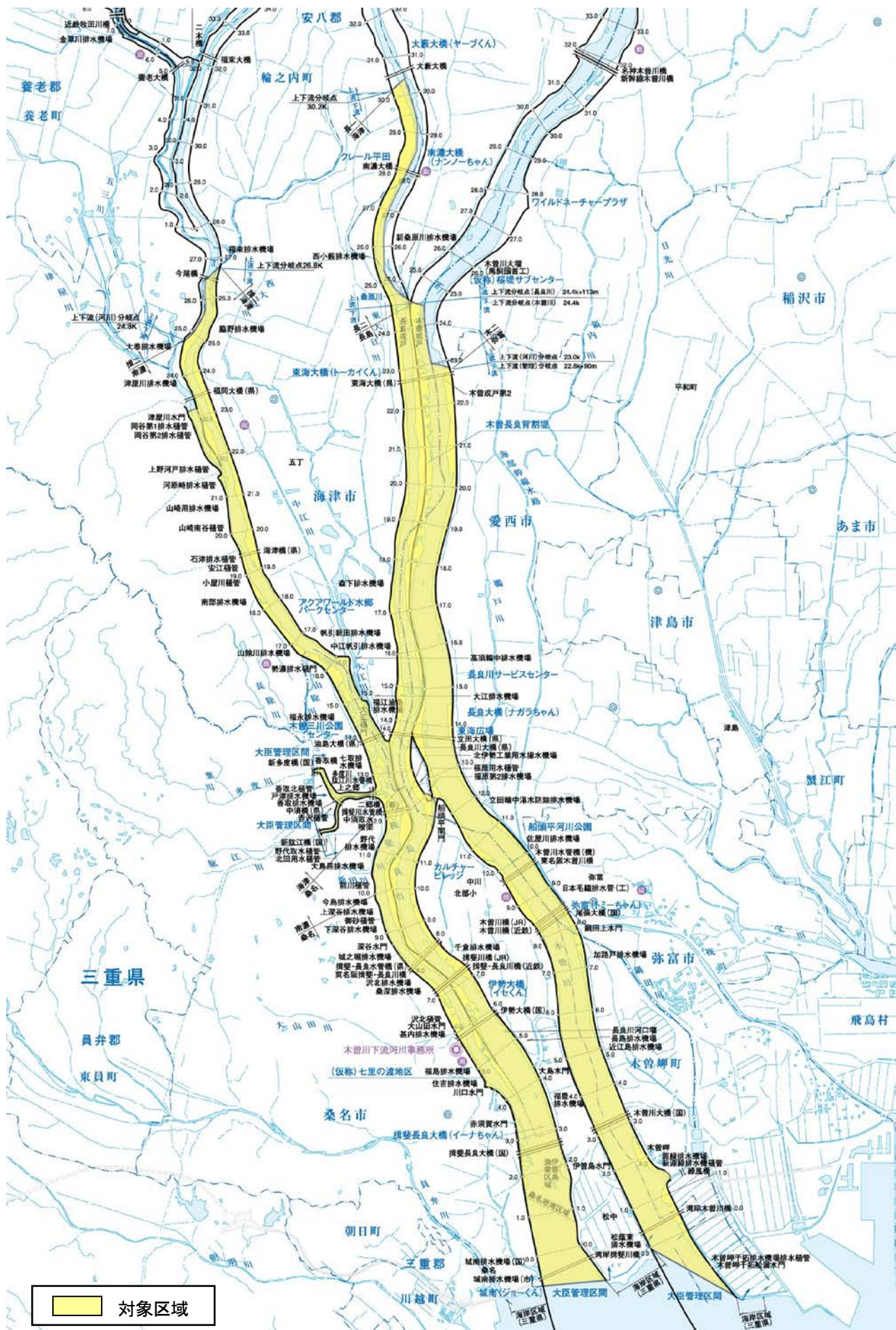
- 桑名市政記者クラブ、大垣市政・経済記者クラブ、記者クラブ「津島記者会」

「放置禁止指定」施行後、不法係留船に対し是正指示を繰り返し行い、是正されない悪質な者に対しては、警察当局と協議をし、告発を行う場合があります。

### 問い合わせ先

国土交通省中部地方整備局	木曽川下流河川事務所
副所長（事務）	大石 晴義 TEL：0594-24-5718
専門官	長寿 諭 FAX：0594-24-5725

# 船舶の放置等を禁止する区域



対象区域

## 施行令改正前と改正後の違い

### 【改正前】

第16条の四 何人もみだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 河川区域内の土地(高規格堤防特別区域の土地を除く。次号及び第16条の8第1項各号において同じ。)に土石(砂を含む。以下同じ。)又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りではない。

三 (略)

### 【改正後】

第16条の四 何人もみだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 河川区域内の土地(高規格堤防特別区域の土地を除く。次号及び第16条の8第1項各号において同じ。)に次に掲げるものを捨て、又は放置すること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われた行為は、この限りではない。

イ 船舶その他の河川管理者が指定したもの

ロ 土石(砂を含む。以下同じ。)

ハ イ又はロに掲げるもののほか、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物

三 (略)

## 管轄する区域内に放置された船舶の例



木曾川水系揖斐川



木曾川水系揖斐川